別表第一の第一表中

「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	
原子力廃止関連仮勘定償却費	原子力廃止関連仮勘定償却費	

を

に

改める。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正）

第三条　一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加え、同条第二項第三号中「共有設備費等分担額（貸方）」の下に「原子力廃止関連仮勘定償却費」を加える。

第五条第三項第五号中「資産除去債務純計上額」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加える。

第十五条の五第一項第一号中「並びに期間原価等項目のうちの」の下に「原子力廃止関連仮勘定償却費」を加え、同項第二号及び第三号中「購入販売項目」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加える。

第十六条第一項各号中「購入販売項目」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加える。

第二十条第二項中「地帯間購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「使用済燃料に係る収益」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」を加える。

第二十一条第一項第二号中「地帯間購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二　事業者は、変動範囲関連費として、期間原価等項目のうちの原子力廃止関連仮勘定償却費、地帯間購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、地帯間販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）として第四条及び第六条の規定により算定された額の合計額を、変動範囲関連固定費としての追加固定費に整理しなければならない。

第二十五条第一号中「購入販売項目」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加え、「及び第二十二条」を「から第二十二条まで」に改め、同条第二号中「購入販売項目」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加え、「から第二十三条まで」を「、第二十二条及び第二十三条」に改める。

第二十六条第一号中「購入販売項目」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加え、「、第二十二条」を「から第二十二条まで」に改め、同条第二号中「購入販売項目」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を加え、「から第二十三条まで」を「、第二十二条、第二十三条」に改める。

第二十七条中「第二十二条」を「第二十一条の二」に改める。

第二十九条の二第二項中「同条第二項」の下に「、第二十一条の二第一項」を加え、「第二十条第二項及び第二十六条各号列記以外の部分」を「第二十条第二項、第二十一条の二第一項及び第二十六条各号列記以外の部分」に改め、「環境対策費に限る。）のうち額が変動するもの」と」の下に「、第二十一条の二第一項中「他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）」とあるのは「他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）のうち額が変動するもの」と、同項、第二十二条第一項及び第二十五条各号列記以外の部分中「第六条」とあるのは「第十九条の二第二項において読み替えて準用する第六条」と」を加え、「、同項及び第二十五条各号列記以外の部分中「第六条」とあるのは「第十九条の二第二項において読み替えて準用する第六条」と」を削る。

様式第一の第一表中

「地帯間購入電源費	＜　＞	
地帯間購入電源費	＜　＞ ＜　＞	
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	＜　＞	（　）
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	＜　＞ ＜　＞	（　）
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		
原子力廃止関連仮勘定償却費		

を

に、

を

に、

を

に

改め、同表の記載注意第四号中「＜　＞内には、」を「上段＜　＞内には」に改め、「費用を」の下に「、下段＜　＞内には原子力廃止関連仮勘定償却費を内数として」を加える。

様式第一の第三表中

「地帯間販売電源料	＜　＞	
地帯間販売電源料	＜　＞ ＜　＞	
他社販売電源料	＜　＞	
他社販売電源料	＜　＞ ＜　＞	

を

に、

を

に

改め、同表の記載注意第二号中「＜　＞内には、」を「上段＜　＞内には」に改め、「収益を」の下に「、下段＜　＞内には原子廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」を加える。